

「相続登記はお済みですか月間」 無料相談実施について

司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、相続登記の手続きを促す啓発活動の一環として、相続登記に関する無料相談会を実施しています。

相続登記は期限が定められていないため、一般的に手続きが遅れがちで、いざ売るといふ場合や担保に入れて融資を受けようとする場合などに支障をきたすことがあります。長い間放置されてしまったことで、さらに相続が発生して新たな相続人が出現したりすると、権利関係が複雑になって、時間も費用もかさむことがありますから、相続登記は早めに終わらせておくことが重要です。さらに、登記の手続きも個々の事情によって千差万別ですから、専門家にご相談いただくのが確実です。相談会を次のとおり開催しますので、ご利用ください。

【相談内容】 相続登記

【相談期間】 2月1日(水)から2月28日(火)までの1ヶ月間(土・日・祝日は除く)

【相談場所】 青森県内の各司法書士事務所

※ご相談にスムーズに対応させていただくために、事前に各司法書士事務所へご相談のご予約をお願いします。

【費用】 初回相談無料(2回目以降や具体的な手続きは有料です。)

【お問合せ】 青森県司法書士会 ☎017-776-8398

平成29年度「教育・福祉・環境」助成金募集のお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金では県内の地域貢献を目的に個人、団体、NPO法人、企業などに助成金の交付を行っています。

助成金額	必要費用以内で、100万円を限度
対象者 対象団体	原則として1年以上の継続的、組織的活動実績のある個人、団体、NPO法人、企業など
応募資格等	<p>(1) 青森県の自然、地域、生活文化、歴史、風土などの地域資源を活用・創造する活動や、健康増進、医療、福祉、環境に関連する活動を行うこと</p> <p>(2) 平成29年10月1日～平成30年9月30日までに実施する活動であること</p> <p>(3) 助成金給付後、活動・研究報告書を提出すること</p> <p>※次の団体などは対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年以内に当財団の助成金を受けた団体など ・政治活動または宗教活動を目的とする団体など
応募期間	平成29年4月1日(土)から6月30日(金)まで
応募先	公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局 〒030-8622 青森市勝田一丁目3番1号

【お問合せ】 公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局
☎017-774-1179 担当：佐藤、川村